

納付方法など

- 1口座振替することができなかった場合の納付方法について
- 預貯金残高不足などの理由により口座振替することができなかった場合、その納期（月）分については、再度、口座振替の手続きをすることができませんので、納付書裏面に記載してある納付場所へ納付してください。この納付書は、納付期限後も使用することができます（コンビニエンスストア等で納付される場合は、納付書に記載している取扱有効期限まで使用することができます。）。
- 2翌納期（月）以降の納付方法について
- 翌納期（月）以降も口座振替が継続します。なお、口座振替をする日は毎月の月末（金融機関休業日の場合は翌営業日）です。

- 3口座振替される金融機関の変更等について
- (1) 次の場合は、表面に記載してある区の福祉課高齢介護係にお問い合わせのうえ、お早めに手続きをしてください。
 - 口座振替を取りやめるとき
 - 振替する金融機関を変更されるとき
 - 金融機関は変更されず、振替する店舗を変更されるとき
 - 金融機関の店舗は変更されず、振替する口座を変更されるとき
- (2) 住所又は氏名を変更されたときは以下のとおりお願いします。
 - ア 広島市内にお住まいの方
依頼先の金融機関へ変更の届出をしてください。
 - イ 広島市外にお住まいの方
依頼先の金融機関へ変更の届出をするとともに、表面に記載してある区の福祉課高齢介護係へ御連絡ください。

（御注意）
口座振替の取りやめ、金融機関の変更、口座番号の変更などの申し込みをされる場合に、申し込み日によっては、申し込み直後の納期（月）分についてご希望に添えないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

延滞金の算出方法について

- 納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、一の期（月）の納付金額（この納付金額が2,000円未満の場合にはその全額を、納付金額が2,000円以上の場合でも1,000円未満の端数金額は切り捨てます。）に年14.6%（※注1）（納付期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%（※注2））の割合を乗じて算出します。
ただし、算出した延滞金が1,000円未満の場合にはその全額を、算出した延滞金が1,000円以上の場合でも100円未満の端数金額は切り捨てます。
- (注1) 延滞金特例基準割合（※）が年7.3%の割合に満たない場合には、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（延滞金特例基準割合が年7.3%以上の場合は年14.6%）となります。
- (注2) 延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（この加算した割合が年7.3%以上の場合には年7.3%の割合）となります。
- ※ 「延滞金特例基準割合」とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合（この割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）として、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

- 納付場所（下記の納付場所は、令和5年4月1日現在のものです。）
金融機関等の名称に変更があった場合は、読み替えてください。）
- ◎金融機関
- 1 全 店 舗
（銀 行）広島、伊予、愛媛、西京、山陰合同、四国、中国、鳥取、西日本シティ、百十四、みずほ、三井住友、三菱UFJ、もみじ、山口、りそな
（信託銀行）みずほ
（信用金庫）呉、広島
（信用組合）広島県、広島市、広島商銀
（農業協同組合）ひろしま、広島市
（そ の 他）中国労働金庫、広島県信用漁業協同組合連合会
- 2 中国5県内の店舗
（銀 行）ゆうちょ（郵便局を含む）
※ 中国5県外のゆうちょ銀行又は郵便局で納付されるときは、表面に記載の問合せ先までご連絡いただければ払込書を送付します。
- 3 広島県内の店舗
（銀 行）福岡
（信用組合）朝銀西
- ◎区役所などの窓口
各区福祉課高齢介護係、各区保険年金課、各出張所、収納対策部
- ◎スマホアプリ
PayPay、LINE Pay、PayB
- ※ コンビニエンスストア等の店頭では、原則として上記スマホアプリを利用した納付はできません。

- ◎コンビニエンスストア等（全国各店舗）
セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ポプラ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、MMK（マルチメディアキオスク）端末設置店（ただし、無人端末機を除く）、スリーエイト、生活彩家、くらしハウス、セイコーマート、ハマナスクラブ
- ※ 本市は、（株）電算システム及びコンビニエンスストア等と、「料金収納業務契約」を結んでいます。
- ※ 以下の納付書については、コンビニエンスストア等では納付できません。
 - ・バーコード印字がない
 - ・バーコードが読み取れない
 - ・金額が30万円を超えている
 - ・金額を訂正している
 - ・取扱有効期限を過ぎている
- ※ 領収証書及びレシートは払込の証拠になりますので、受領後、大切に保管してください。

開け方

オモテ

オモテ上から

オモテ

オモテ下から

オモテ・上下の2回開けてください。

製作	検版	出稿①	出稿②